

定により当該聴講生としての聴講を当該大学における履修とみなし、その成果について単位を与えることができる」ととなるものについては、当該聴講生として授業科目を聴講し、その成果の認定を受けたことをもつて大学設置基準第三十一条第一項の科目等履修生として当該大学の通信教育における授業科目を履修し、単位を修得したものとみなす。

附 賦(平成一〇年三月三日文部省令
一一四)

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一年九月一四日文部省令
第四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行の際現にされている認可の申請は、なお以前の例では

詰は併る審査にては、なれど前の例によ

附 則（平成二二年一〇月三一日文部省）

（行期日）令第五三号抄

この省令は、内閣法の一部を改正する法
（立成ニテ云々）

（平成十二年法律第八十九号）の施行の日
成十三年一月六日から施行する。

附則（平成一三年三月三〇日文部科学省令第四五号）

省令第四五号
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一三年一一月二七日文部科

学省令第八一號

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年三月三一日文部科学

省令第一五号抄

この省令は、平成十五年四月一日から施

九
る。

附則（平成一六年三月一二日文部科学省令第八号）

行期日 挑省令第几号)

この省令は、平成十六年四月一日から施

大正二年三月三日文部省

附則(平成二八年三月三一日文部科學省令第一号)抄

行期日)

この省令は、平成十九年四月一日から施

附录
則 (平成一九年七月三日文部科學省)

省令第一二号）抄

別表第一 通信教育学部の基幹教員数（第八条関係）	
2	前項の規定にかかるわらず、令和七年度以後に行おうとする大学の設置等の認可（設置者の変更に係るものを除く。）の申請又は届出をする場合には、当該認可の申請又は届出による大学又は高等専門学校については、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。
1	十六条第一項に掲げる施設を有する校舎に係る部分に限る。）及び大学通信教育設置基準中教員に関する規定
（施行期日）	この省令は、平成二十年四月一日から施行する。
附 則（平成一九年一二月二十五日文部科省令第一〇号）抄	（施行期日）
（施行期日）	この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。
附 則（令和四年九月三〇日文部科学省令第三四号）抄	（施行期日）
第一条 この省令は、令和四年十月一日から施行する。（認可の申請に係る審査に関する経過措置）	（施行期日）
第二条 令和五年度に行おうとする大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続き等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。以下同じ。）の認可の申請に係る審査については、なお従前の例による。	（施行期日）
令和六年度に行おうとする大学の設置等の認可（設置者の変更に係るものに限る。）の申請に係る審査については、前項の規定を準用する。（届出に関する経過措置）	（施行期日）
第三条 この省令の施行の日前にした大学の設置等の届出については、なお従前の例による。	（施行期日）
第四条 この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。（施設及び教員に関する経過措置）	（施行期日）
二 この省令による改正後の大学通信教育設置基準第九条第一項の規定（大学設置基準第三	（施行期日）
考	音楽関係 備一 この表に定める基幹教員数には、一の基幹教員は、同一大学ごとに一の学部についてのみ算入するものとする。ただし、複数の学部（他の大学に置かれる学部又は短期大学に置かれる学部を含む。以下この号において同じ。）において、それぞれ一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員は、当該学部について当該基幹教員数の四分の一の範囲内で算入することができる。 三 収容定員が八、〇〇〇人未満の場合には、収容定員八、〇〇〇人として取り扱うものとする。 四 収容定員がこの表に定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四、〇

五〇〇人のつき基幹教員三人の割合により算出される数の基幹教員を増加するものとする。											
五 この表に定める基幹教員数は、一の学部を置く大学が当該学部を一学科で組織する場合の基幹教員数とし、二以上の学部で組織する場合又は二以上の学部を置く場合について、共通する授業科目を勘案して、それぞれ相当数の基幹教員を増加し、又は減ずるものとする。											
六 この表に掲げる学部以外の学部における基幹教員数については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、この表によることが適當でない場合については、別に定める。											
係 美 術 關 ○	美 術 關 ○	家 學 關 ○	工 學 關 ○	理 學 關 ○	學 學 關 ○	會 福 祉 關 ○	學 社 會 關 ○	學 經 濟 關 ○	學 法 學 關 ○	學 育 學 關 ○	學 教 學 關 ○
五 三 四 ○	五 五 二 ○	八 七 六 ○	八 六 六 ○	七 九 九 ○	七 九 九 ○	七 九 九 ○	三 三 三 ○	三 九 九 ○	三 四 四 ○	三 四 四 ○	三 三 三 ○
○ 九 九 一 ○	○ 九 九 一 ○	○ 六 一 ○	○ 六 一 ○	○ 六 一 ○	○ 六 一 ○	○ 六 一 ○	○ 六 一 ○	○ 六 一 ○	○ 五 一 ○	○ 五 一 ○	○ 五 一 ○
九 五 六 ○	五 五 六 ○	六 九 九 ○	六 九 九 ○	六 九 九 ○	六 九 九 ○	六 九 九 ○	六 九 九 ○	六 九 九 ○	七 九 九 ○	七 九 九 ○	七 九 九 ○
一 三 六 ○	一 三 六 ○	一 三 六 ○	一 三 六 ○	一 三 六 ○	一 三 六 ○	一 三 六 ○	一 三 六 ○	一 三 六 ○	一 三 六 ○	一 三 六 ○	一 三 六 ○
二 四 四 ○	二 四 四 ○	二 二 二 ○	二 二 二 ○	二 二 二 ○	二 二 二 ○	二 二 二 ○	二 二 二 ○	二 二 二 ○	八 八 八 ○	八 八 八 ○	八 八 八 ○
一 六 一 ○	一 六 一 ○	四 四 四 ○	四 四 四 ○	四 四 四 ○	四 四 四 ○	四 四 四 ○	四 四 四 ○	四 四 四 ○	五 五 五 ○	五 五 五 ○	五 五 五 ○
一 九 一 ○	一 九 一 ○	五 五 五 ○	五 五 五 ○	五 五 五 ○	五 五 五 ○	五 五 五 ○	五 五 五 ○	五 五 五 ○	三 三 三 ○	三 三 三 ○	三 三 三 ○
九 八 八 ○	五 八 八 ○	二 九 九 ○	二 二 二 ○	二 二 二 ○	二 二 二 ○	二 二 二 ○	二 二 二 ○	二 二 二 ○	一 一 一 ○	一 一 一 ○	一 一 一 ○
一 ○	五 ○	五 ○	五 ○	八 ○	八 ○	八 ○	八 ○	八 ○	一 ○	一 ○	一 ○

考 備 一	音 楽 関 四、 七八八、 三七二、 一一六、 一
○	この表には、大学設置基準第三十五条の スポーツ施設、講堂及び厚生補導施設並び に同令第三十九条の附属施設の面積は含ま ない。
○	三
○	○

- 二 収容定員が四、〇〇〇人未満の場合にあ
つては、学科並びに収容定員及び基幹教員
数に応じて二割の範囲内においてこの表に
定める面積を減ずることができるものとし、
この表に定める収容定員を超える場合にあ
つては、教育に支障のないよう、その超え
る収容定員に応じてこの表に定める面積を
増加するものとする。
- 三 大学設置基準第三十一条第四項に規定す
る科目等履修生等を当該学部の収容定員を
超えて相当数受け入れる場合においては、
教育に支障のないよう、この表に定める面
積を増加するものとする。
- 四 二以上の学部を置く大学は、各学部が共
同に使用する建物があるときは、教育に支
障のない限度において、この表に定める面
積を減ずることができる。
- 五 この表に掲げる学部以外の学部における
面積については、当該学部に類似するこの
表に掲げる学部の例によるものとする。た
だし、この表によることが適当でない場合
については、別に定める。